

## 川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例を制定し令和3年1月1日から施行します。

《太陽光発電設備の設置には事業計画の届出が義務づけられています（第11条）》

※ 設置工事に着手する日の60日前までに、当町との事前協議及び周辺関係者へ説明の上、事業計画の届出を行う必要があります。

《届出の対象となる設備は出力の合計が10Kw以上のものです（第3条）》

※ 建築物の屋根等に設置するものを除きます。

### 川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の概要

#### 1. 目的（条例第1条）

太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と町の環境の保全に寄与することを目的とします。

#### 2. 事業者の責務（条例第6条）

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止するとともに、生活環境等に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保たなければなりません。太陽光発電事業の実施に係る事故や苦情若しくは紛争が生じたときは、その解決にあたらなければなりません。太陽光発電設備の維持管理に要する費用及び撤去するために必要な費用を確保しなければなりません。

#### 3. 抑制区域（条例第8条・施行規則第3条）

町長は、配慮が必要と認められる区域を抑制区域として、規則に定めるところにより指定しています。施行規則では抑制区域の対象となる地域は、川島町全域としています。町内で、太陽光発電設備を設置しようとするときに施行規則で指定する関係法令に該当する時は、設置ができないおそれがあります。

#### 4. 事前協議（条例第9条）

事業計画の届出の前に、当町に具体的計画を説明し、事前に協議することが必要です。その際、当町は必要な指導又は助言を行うことができます。

#### 5. 周辺関係者への説明（条例第10条）

事業計画の届出の前に、周辺関係者に対し説明会を開催するなど周知について

て必要な措置を講じなければなりません。また、届出の際に説明結果を報告しなければなりません。

#### **6. 工事完了の届出（条例第12条）**

事業計画の届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、その旨を届け出なければなりません。当該工事を中止したときも同様です。

#### **7. 廃止の届出（条例第13条）**

太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の30日前までにその旨を届け出なければなりません。太陽光発電設備の廃止が完了したときは、完了の日から30日以内に届け出なければなりません。

#### **8. 地位の承継（条例第14条）**

事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から10日以内にその旨を届け出なければなりません。

#### **9. 事業者が所在不明になった場合等（条例第15条）**

当該土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければなりません。

#### **10. 維持管理（条例第16条）**

太陽光発電事業を実施する間、生活環境等の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を安全な状態となるよう維持管理しなければなりません。太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがある場合は、必要な措置を講じなければなりません。

#### **11. 標識の掲示（条例第17条）**

太陽光発電設備の設置が完了した日から、撤去するまでの間、設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。

#### **12. 報告の徴収（条例第18条）**

町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができます。

#### **13. 立入調査等（条例第19条）**

町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、川島町職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査や質問をすることができます。

#### **14. 指導、助言及び勧告（条例第20条）**

町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。

また、条例の規定に違反する場合等は、勧告することができます。

事業者は、指導、助言又は勧告を受けたときは、その処理の状況を報告しなければなりません。

#### **15. 公表（条例第21条）**

町長は、事業者が上記の勧告に正当な理由なく従わない場合は、事業者の氏名及び住所や勧告の内容を公表することができます。

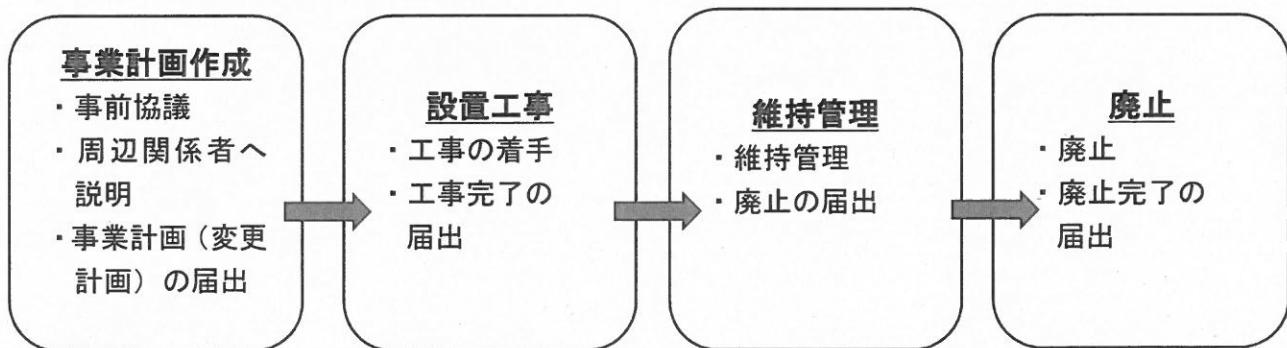
#### **16. 附則**

1) この条例の施行日である令和3年1月1日より前に太陽光発電設備を設置した事業者（以下「既設等事業者」という。）についても、第13条、第16条及び第18条から第21条を適用します。

2) 既設等事業者は、施行日以後に第11条第2項各号に規定する事項の変更を行うときは、変更の届出を行わなければなりません。

3) 既設等事業者から、施行日以後にその地位を承継した者は、第14条の規定を適用します。

#### **17. 手続きの標準的な流れ**



## 太陽光発電設備の設置を計画されている事業者の皆様へ

太陽光発電設備の設置にあたっては、当条例のほか、資源エネルギー庁や環境省が策定したガイドラインの規定に沿った工事、維持管理、廃止を行うようご注意ください。

- ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）：資源エネルギー庁

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_legal.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html)

- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン：環境省

<http://www.env.go.jp/press/107899.html>

## 太陽光発電設備の設置場所に関する関係法令

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条又は川島町農業委員会への届出
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第93条第1項及び第109条第1項
- (6) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項及び第31条第1項
- (7) 川島町文化財保護条例（平成2年川島町条例第26号）第2条
- (8) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第16条
- (9) 川島町環境保全条例（平成25年川島町条例第17号）第18条第1項  
町長が特に必要と認めるもの

## 届出の提出窓口及び相談窓口

川島町町民生活課 生活環境グループ

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下ハツ林 870 番地 1

TEL:049-299-1734(直通) FAX:049-297-8437

Email:tyoumin@town.kawajima.saitama.jp



## 川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して必要な事項を定めることにより太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と町の環境の保全に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 町の生活環境、景観その他自然環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産とし、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、周辺関係者の意向も踏まえて、その保全及び活用を図らなければならない。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条に規定する太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を利用し発電を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条各号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用を供する土地の区域をいう。
- (4) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 事業者 太陽光発電事業を行うものをいう。
- (6) 周辺関係者 太陽光発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

### (町の責務)

第4条 町は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念（以下「目的等」という。）にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 事業区域内に存する土地の所有者、占有者及び管理者は、目的等にのっとり、当該土地を適正に管理しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたり、関係法令及びこの条例を遵守し、雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害を防止し、生活環境及び景観その他自然環境に十分配慮し、並びに周辺関係者と良好な関係を保たなければならぬ。

2 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備の維持管理に要する費用及び撤去するために必要な費用を確保しなければならない。

（町民の責務）

第7条 町民は、目的等にのっとり、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（抑制区域）

第8条 町長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全又は太陽光発電設備の地域との共生のため、太陽光発電事業の実施について配慮が必要と認められる区域を抑制区域として規則に定めるところにより指定するものとする。

（事前協議）

第9条 事業者は、第11条第1項の規定による届出をしようとするときは、予め事業に関する計画について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（周辺関係者への説明）

第10条 事業者は、次条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をしようとするときは、当該事業区域の周辺関係者に対し、予め説明会を開催するなど当該事業計画

に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の周知を行うにあたっては、事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、第1項の措置を行ったときは、その結果を町長に報告しなければならない。

(事業計画の届出)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、前条第1項の当該事業区域の周辺関係者への太陽光発電設備の設置に関する周知状況を記録した書類を添えて、太陽光発電設備の設置に関する計画届出書(以下「事業計画届出書」という。)を町長に届け出なければならない。

- 2 事業計画届出書には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
  - (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
  - (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
  - (4) 太陽光発電設備の設置する位置、構造及び発電出力
  - (5) 太陽光発電設備の維持管理計画書(太陽光発電設備の廃止後において行う措置を含む。)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 3 第1項の届出をした者は、当該事業計画届出書に定める事項のうち、前項第2号から第4号まで又は第6号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、予め当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならぬ。
- 4 第1項の届出をした者は、当該事業計画届出書に定める事項のうち、第2項第1号、第5号又は第6号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれを届け出なければならない。
- 5 町長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(工事完了の届出)

第12条 前条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

2 町長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、その旨を事業者に通知しなければならない。

(廃止の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき太陽光発電設備及び事業区域の廃止後において行う措置を適切に行うとともに、太陽光発電設備の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、町長に届け出なければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄、その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(地位の承継)

第14条 事業者から事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に町長に届け出なければならない。

(事業者が所在不明になった場合等)

第15条 当該土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければならない。

(維持管理)

第16条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、生活環境等の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態になるよう維持管理しなければならない。

2 事業者は、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがある場合には、遅滞なく状況の確認を行い、必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示)

第17条 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了した日から、撤去するまでの間、設置区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 前項で定める標識の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

(報告の徴収)

第18条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第19条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第20条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第11条第1項、第3項又は第4項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(2) 事業者が第12条第1項、第13条第1項又は第2項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(3) 事業者が第13条第3項の規定による措置を講じなかつたとき。

(4) 事業者が第16条に規定する適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(5) 事業者が第18条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前条第1項に規定する質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の

答弁をしたとき。

(6) 太陽光発電事業が、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(7) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、前2項の規定による指導、助言又は勧告を受けたときは、その処理の状況を町長に報告しなければならない。

(公表)

第21条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行う場合は、予め事業者に対して、その理由を通じし意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に太陽光発電設備を設置した事業者（以下「既設等事業者」という。）については、第13条、第16条及び第18条から第21条並びにこの附則に別段の定めがあるものを除き、適用しない。

(経過措置)

2 この条例の公布の日から施行日までの間に、川島町太陽光発電施設の設置に関する要綱（令和元年告示第14号）の規定に基づき行われた届出その他の手続でこの条例に相当する規定があるものは、それぞれこの条例により行ったものとみなす。

3 既設等事業者は、施行日以後に第11条第2項各号に規定する事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）を行うときは、同条第3項及び第4項の規定による届出を行わなければならない。

4 既設等事業者から、施行日以後にその地位を承継した者は、第14条の規定を適用

する。

案件名	川島町太陽光発電施設の設置及び管理等に関する条例（案）	公表日	令和2年9月3日																		
上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。																					
お寄せいただいたご意見及びこれに対する川島町の考え方を以下のとおり公表します。																					
意見募集期間	令和2年7月10日から令和2年8月9日まで	意見数	4件（8項目）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>意見の要旨</th> <th>川島町の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 耕作放棄地に無策の町政が主因です。意見の募集は町政の責任を放棄するものです。</td><td>本条例に直接関係のない内容であるため、回答は控えます。</td></tr> <tr> <td>② 事業の申請時には、環境アセスメントを義務付け、審査された事業のみ開発できるようにして欲しい。環境に影響があるようなら遡ってアセスメントの義務付けをして欲しい。</td><td>資源エネルギー庁が示す太陽光発電事業計画策定ガイドラインでは、地域との共生の観点から、周辺環境への影響を考慮することとされています。ガイドラインで示されていることから、遡りも含め義務付ける規定は設けないものと考えます。</td></tr> <tr> <td>③ 町の殆どが浸水する区域（ハザードマップより）であり、太陽光パネルは洪水時には感電する恐れがあるため、ハザードマップ想定水深以上に高い台を作り、太陽光パネルが水没しないものとする制約を加える。</td><td>太陽光パネルの設置を高くすると、風・積雪・地震による影響をうけ倒壊する恐れがあり、保守点検や維持管理の作業も困難となる恐れがあるためハザードマップ想定水深以上の高い台を作る規定は設けないものと考えます。</td></tr> <tr> <td>④ 鳩山町で実施しているような事前相談書を提出するようにする。</td><td>条例施行規則（案）では、鳩山町で実施している事前相談書と同様の事前協議書の提出を義務付けるものとしています。</td></tr> <tr> <td>⑤ 事業の概要を町ホームページで公開し、町民に太陽光発電事業計画があることをいち早く知らせて欲しい。</td><td>事前協議書の届出後、周辺関係者へ説明することとなります。町のホームページに公開することは、範囲を超えるものと考えます。</td></tr> <tr> <td>⑥ 周辺住民だけでなく、広く周知し、誰もが説明会に参加できるよう、説明会開催案内と説明会実施報告書を町ホームページで公開して欲しい。</td><td>説明会は周辺関係者を対象とし、その範囲は施行規則により定めたものとします。誰もが参加できるようにするための公開はしないものと考えます。</td></tr> <tr> <td>⑦ 町民に広く知らせるために、事業計画届出書を町ホームページ上で公開して欲しい。</td><td>事業計画届出書の提出の際には周辺関係者の方に周知は済んでいるので、町民に広く知らせるための公開はしないものと考えます。</td></tr> <tr> <td>⑧ 事業について町民が理解を得たということを判断するために、協定書を作成するなどの基準を作って欲しい。</td><td>法律上、同意等を義務付けることは、合理的な理由がなければ条例で規定することは難しいと考えます。協定書の作成なども同様と考えます。</td></tr> </tbody> </table>				意見の要旨	川島町の考え方	① 耕作放棄地に無策の町政が主因です。意見の募集は町政の責任を放棄するものです。	本条例に直接関係のない内容であるため、回答は控えます。	② 事業の申請時には、環境アセスメントを義務付け、審査された事業のみ開発できるようにして欲しい。環境に影響があるようなら遡ってアセスメントの義務付けをして欲しい。	資源エネルギー庁が示す太陽光発電事業計画策定ガイドラインでは、地域との共生の観点から、周辺環境への影響を考慮することとされています。ガイドラインで示されていることから、遡りも含め義務付ける規定は設けないものと考えます。	③ 町の殆どが浸水する区域（ハザードマップより）であり、太陽光パネルは洪水時には感電する恐れがあるため、ハザードマップ想定水深以上に高い台を作り、太陽光パネルが水没しないものとする制約を加える。	太陽光パネルの設置を高くすると、風・積雪・地震による影響をうけ倒壊する恐れがあり、保守点検や維持管理の作業も困難となる恐れがあるためハザードマップ想定水深以上の高い台を作る規定は設けないものと考えます。	④ 鳩山町で実施しているような事前相談書を提出するようにする。	条例施行規則（案）では、鳩山町で実施している事前相談書と同様の事前協議書の提出を義務付けるものとしています。	⑤ 事業の概要を町ホームページで公開し、町民に太陽光発電事業計画があることをいち早く知らせて欲しい。	事前協議書の届出後、周辺関係者へ説明することとなります。町のホームページに公開することは、範囲を超えるものと考えます。	⑥ 周辺住民だけでなく、広く周知し、誰もが説明会に参加できるよう、説明会開催案内と説明会実施報告書を町ホームページで公開して欲しい。	説明会は周辺関係者を対象とし、その範囲は施行規則により定めたものとします。誰もが参加できるようにするための公開はしないものと考えます。	⑦ 町民に広く知らせるために、事業計画届出書を町ホームページ上で公開して欲しい。	事業計画届出書の提出の際には周辺関係者の方に周知は済んでいるので、町民に広く知らせるための公開はしないものと考えます。	⑧ 事業について町民が理解を得たということを判断するために、協定書を作成するなどの基準を作って欲しい。	法律上、同意等を義務付けることは、合理的な理由がなければ条例で規定することは難しいと考えます。協定書の作成なども同様と考えます。
意見の要旨	川島町の考え方																				
① 耕作放棄地に無策の町政が主因です。意見の募集は町政の責任を放棄するものです。	本条例に直接関係のない内容であるため、回答は控えます。																				
② 事業の申請時には、環境アセスメントを義務付け、審査された事業のみ開発できるようにして欲しい。環境に影響があるようなら遡ってアセスメントの義務付けをして欲しい。	資源エネルギー庁が示す太陽光発電事業計画策定ガイドラインでは、地域との共生の観点から、周辺環境への影響を考慮することとされています。ガイドラインで示されていることから、遡りも含め義務付ける規定は設けないものと考えます。																				
③ 町の殆どが浸水する区域（ハザードマップより）であり、太陽光パネルは洪水時には感電する恐れがあるため、ハザードマップ想定水深以上に高い台を作り、太陽光パネルが水没しないものとする制約を加える。	太陽光パネルの設置を高くすると、風・積雪・地震による影響をうけ倒壊する恐れがあり、保守点検や維持管理の作業も困難となる恐れがあるためハザードマップ想定水深以上の高い台を作る規定は設けないものと考えます。																				
④ 鳩山町で実施しているような事前相談書を提出するようにする。	条例施行規則（案）では、鳩山町で実施している事前相談書と同様の事前協議書の提出を義務付けるものとしています。																				
⑤ 事業の概要を町ホームページで公開し、町民に太陽光発電事業計画があることをいち早く知らせて欲しい。	事前協議書の届出後、周辺関係者へ説明することとなります。町のホームページに公開することは、範囲を超えるものと考えます。																				
⑥ 周辺住民だけでなく、広く周知し、誰もが説明会に参加できるよう、説明会開催案内と説明会実施報告書を町ホームページで公開して欲しい。	説明会は周辺関係者を対象とし、その範囲は施行規則により定めたものとします。誰もが参加できるようにするための公開はしないものと考えます。																				
⑦ 町民に広く知らせるために、事業計画届出書を町ホームページ上で公開して欲しい。	事業計画届出書の提出の際には周辺関係者の方に周知は済んでいるので、町民に広く知らせるための公開はしないものと考えます。																				
⑧ 事業について町民が理解を得たということを判断するために、協定書を作成するなどの基準を作って欲しい。	法律上、同意等を義務付けることは、合理的な理由がなければ条例で規定することは難しいと考えます。協定書の作成なども同様と考えます。																				